

(裏)

(注)

- この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格者証を添えて任命権者に提出すること。この場合において、公共職業安定所の紹介した職業に就くために移転する場合は、⑨欄に管轄公共職業安定所において証明を受けること。
- 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- ⑩欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- ⑬の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- ⑭欄には、この就職について就職先の事業主から就職準備金その他移転に要する費用が支給された場合又は支給される予定がある場合に、その総額を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の別記様式第10号及び別記様式第11号の規定により使用されている退職手当支給申請書は、改正後の別記様式第10号及び別記様式第11号の規定により使用されているものとみなす。

(揭示済)

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第46号

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市印鑑条例施行規則（昭和54年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号口「〔注意事項〕」を「(注)」に、「張り付けられた」を「貼り付けられた」に、「発行された」を「交付された」に、「宇治市 番地」を「宇治市」に、「」を「」に改める。

男・女	
-----	--

別記様式第2号口「引き替え」を「引替え」に、「＜注意事項＞」を「(注)」に、「受取り」を「受け取り」に、「

「

宇治市	番地
-----	----

「

宇治市

」

別記様式第3号口「」を「」に、

男・女	
-----	--

「

宇治市	番地
宇治市	番地

宇治市	番地
-----	----

」
「」に改める。

宇治市
宇治市
宇治市

」

別記様式第7号中「〔注意事項〕」を「(注)」に、「及び印鑑登録廃止申請」を「印鑑登録証亡失等届出（登録番号が識別できなくなった場合に限り。）及び印鑑登録廃止申請」に、「申請してください」を「申請し、又は届け出てください」に、

「4 15歳未満の者及び成年被後見人は代理人になれません。」を

「4 印鑑登録証に記載された登録番号が識別できなくなった場合は、印鑑登録証引替交付申請ではなく、印鑑登録証亡失等届出により届け出てください。

5 15歳未満の者及び成年被後見人は代理人になれません。」に、「

宇治市	番地
-----	----

」

「」に、

宇治市	
-----	--

「」を「」に、「汚損き損」を「汚損・毀損」に改める。

男・女	
-----	--

別記様式第8号中「」を「」に改める

性別	
----	--

」

別記様式第9号中

宇治市	番地
-----	----

「」に、「の場

宇治市

合」を「が申請する場合」に、「注意事項」を「(注)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第1号、別記様式第7号及び別記様式第9号の規定により作成されている申請書等は、改正後の別記様式第1号、別記様式第7号及び別記様式第9号の規定により作成されたものとみなし、当分の間、これを使用することができる。

(揭示済)

宇治市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第47号

宇治市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市観光センター条例施行規則（昭和57年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(規則で定める観光関係団体等)

第8条の2 条例第5条第2項第2号の規則で定める観光関係団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宇治観光ボランティアガイドクラブ
- (2) 宇治観光旅館組合
- (3) 宇治観光土産品組合
- (4) 宇治市茶道連盟
- (5) 一般社団法人京都山城地域振興社

第9条中第1項及び第2項を削り、同条第3項中「使用料の減免」を「条例第6条の規定による観光センターの施設の使用料の減額又は免除」に、「を市長に提出しなければ」を「により使用する日の7日前までに市長に申請しなければ」に改め、同項を同条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第48号

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市都市公園条例施行規則（昭和40年宇治市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条中第1項から第5項までを削り、同条第6項本文中「第1項（第9号を除く。）、第2項第1号、第4号及び第5号、第3項第2号並びに第4項」を「条例第11条第2項」に、「より」を「よる有料公園又は有料公園施設の」に、「減免を」を「減額又は免除を」に、「を使用日」を「により使用する日」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第7項を第2項とする。

第20条を第25条とし、第19条を第24条とし、第18条の見出しを「（附属設備使用料の額）」に改め、同条本文中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の4条を加える。

(規則で定める特定附属設備)

第20条 条例別表第2の備考第3項第2号及び第9項の規則で定める特定附属設備は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 黄檗公園野球場本部席冷房設備
- (2) 西宇治公園体育館シャワー設備

2 条例別表第2の備考第7項第9号の規則で定める特定附属設備は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) テニスコート用夜間照明（屋外）
- (2) 西宇治公園多目的コート用夜間照明
- (3) 西宇治公園体育館多目的アリーナ及びコミュニティアリーナスポット空調設備
- (4) 公園体育館オリエンテーション室空調設備
- (5) 公園体育館会議室空調設備
- (6) 前項各号に掲げる特定附属設備

(規則で定めるスポーツ団体)

第21条 条例別表第2の備考第7項第5号の規則で定めるスポーツ団体は、一般財団法人宇治市体育協会若しくはその傘下団体又は市内の体育振興会とする。

(規則で定めるスポーツ少年団)

第22条 条例別表第2の備考第7項第6号の規則で定めるスポーツ少年団は、宇治市スポーツ少年団本部に登録しているスポーツ少年団とする。

(規則で定める社会教育団体等)

第23条 条例別表第2の備考第7項第7号の規則で定める社会教育団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宇治市連合育友会
- (2) 宇治市立幼稚園PTA連合会
- (3) 宇治市子ども会連絡協議会
- (4) 宇治市青少年健全育成協議会
- (5) 宇治市女性の会連絡協議会
- (6) 宇治市レクリエーション団体連絡協議会
- (7) 一般社団法人宇治市連合母会

第17条の次に次の1条を加える。

(規則で定める手帳等)

第18条 条例別表第1の備考第2項第1号の規則で定める手帳等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。）
- (2) 療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳をいう。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）
- (4) 戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳をいう。）
- (5) 被爆者健康手帳（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項に規定する被爆者健康手帳をいう。）
- (6) 特定疾患医療受給者証等（特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）による特定疾患治療研究事業の対象患者に対して都道府県知事が交付する特定疾患医療受給者証等をいう。）

別表中「第18条」を「第19条」に、

「」を「」に、

野球場本部席冷房設備

黄檗公園野球場本部
席冷房設備

「折畳パイプいす」を「折り畳みパイプ椅子」に、「折畳

いす」を「折り畳み椅子」に改める。

別記様式第18号中「あて」を「宛て」に、
「申請者住所」を「電話」
「団体名」を「@」

「申請者（団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者に
の住所並びに団体の名称並びに代表者の氏名、印及
び電話番号）」

住所

氏名

電話番号

@

」

、「次のとおり有料公園・有料公園施設」を「宇治市都市公園条例
第11条第2項の規定による有料公園又は有料公園施設」に、「減
免を」を「減額又は免除を」に、「申請します」を「宇治市都市
公園条例施行規則第13条第1項の規定により次のとおり申請しま
す」に、

「

減 免 理 由	宇治市都市公園条例施行規則第13条 項 号
---------	--------------------------

」

を
「

減免又は免除 の理由	
---------------	--

」

に改め、同様式の注書中第1項を削り、第2項を同様式の注書とす
る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第18号の規定によ
り作成されている有料公園・有料公園施設使用料減免申請書は、
当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を、こ
こに公布する。

平成29年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第49号

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市自転車等駐車場条例施行規則（昭和58年宇治市規則第4
号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、条例におい
て使用する用語の例による。

第2条第1項本文中「宇治市自転車等駐車場（以下「駐車場」と
いう。）」を「駐車場」に改める。

第3条の2第2項中「回数駐車券」を「第1項に規定する回数駐
車券」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、回数駐車
券（別記様式第1号の2）の購入」を「、前項に規定する回数駐車
券を購入し、当該回数駐車券」に改め、同項を同条第2項とし、同

項の前に次の1項を加える。

第3条の2 条例第4条第2項の規則で定める回数駐車券は、別記
様式第1号の2とする。

第4条中「利用時間」を「開設時間」に、「翌日」を「翌日以降
」に、「、駐車料金」を「、当該超える日ごとに駐車料金」に改め
る。

第5条第1項中「申込み」を「申し込み」に、「第3号の2」を
「別記様式第3号の2」に改め、同条第2項中「定期駐車券」を「
第1項に規定する定期駐車券（以下「定期駐車券」という。）」に
改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える
。

2 定期利用者は、前項の規定による申込みをする場合において、
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下「証
明書類」という。）を提示しなければならない。

(1) 学生 学生証その他の学生であることを証する書類

(2) 高齢者 運転免許証その他の官公署が発行した生年月日の記
載がある書類

(3) 障害者等 次条各号に掲げる手帳

第5条の次に次の1条を加える。

（規則で定める手帳等）

第5条の2 条例別表の備考第5項の規則で定める手帳等は、次の
各号に掲げるものとする。

(1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第28
3号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。）

(2) 療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚
生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳をいう
。）

(3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定
する精神障害者保健福祉手帳をいう。）

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

定期駐車券申込書

年 月 日

宇治市長宛て

宇治市自転車等駐車場条例施行規則第5条第1項の規定により駐車場を定期利用したいので、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住 所			
	フリガナ		電 話 番 号	
	氏 名			
申 込 区 分	☐ 一般	利 用 目 的	☐ 通勤	
	☐ 学生（証明書類必要）		☐ 通学	
	☐ 高齢者（証明書類必要）		☐ その他	
	☐ 障害者等（証明書類必要）		（ ）	
種 別	利 用 数	利 用 期 間	通 勤 先 等 の 市 区 町 村 名	
☐ 自転車	☐ 屋根有り	年 月 日から 年 月 日まで		
☐ 自動二輪車及び 原動機付自転車	☐ 屋根無し			

(注)

- 該当する□にレ印を記入してください。
- 自転車等は、指定の位置に駐車し、必ず施錠してください。
- 定期駐車券を第三者に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 駐車場内の施設その他工作物及び自転車等を汚損し、又は毀損しないでください。
- 駐車場内における盗難、汚損、毀損、事故等による損害については、責任を負いません。
- 利用に際しては、駐車場の係員の指示に従ってください。
- 自転車等の構造上、管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、利用を制限する場合があります。
- 証明書類については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示してください。
 - 学生 学生証その他の学生であることを証する書類
 - 高齢者 運転免許証その他の官公署が発行した生年月日の記載がある書類
 - 障害者等 宇治市自転車等駐車場条例施行規則第5条の2各号に掲げる手帳
- ※印欄は、記入しないでください。

※施設処理欄	受付年月日	年 月 日	駐 車 位 置	—									
	駐 車 料 金		定 期 券 番 号										
	学生・高齢者・障害者等を証するもの												

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の別記様式第2号の規定により作成されている定期駐車券申込書は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第50号

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則（平成11年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条に規定する」を「別表の」に改め、「附属設備使用料の」を削る。

第4条中第1項から第3項までを削り、同条第4項本文中「使用料の減免」を「条例第7条の規定による使用料の減額又は免除」に、「を使用開始」を「により使用する日の7日前」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項を同条とする。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(規則で定める手帳等)

第5条 条例別表の備考第4項第2号の規則で定める手帳等は、次の各号に掲げるものとする。

- 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。）
- 療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳をいう）

。)

- (3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）
- (4) 戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳をいう。）
- (5) 被爆者健康手帳（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項に規定する被爆者健康手帳をいう。）
- (6) 特定疾患医療受給者証等（特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）による特定疾患治療研究事業の対象患者に対して都道府県知事が交付する特定疾患医療受給者証等をいう。）
- （規則で定める団体）

第6条 条例別表の備考第4項第4号の規則で定める団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人宇治市体育協会又はその傘下団体、市内の体育振興会その他これらに類する団体
- (2) 市内に居住する60歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図る団体

別記様式第1号中「様」を「宛て」に、「電話」を「電話番号」に、「使用料の返還を、次」を「宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則第3条第1項の規定により使用料の返還を受けたいので、同条第2項の規定により次」に、

「

使用施設	
------	--

を

「

使用施設	
使 用	
附属設備	

に改める。

別記様式第2号中「様」を「宛て」に、「電話」を「電話番号」に、「使用料の減免を、次」を「宇治市総合野外活動センター条例第7条の規定による使用料の減額又は免除を受けたいので、宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則第4条の規定により次」に、

「

使用施設	
------	--

を

「

使用施設	
使 用	
附属設備	

に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第51号

宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則（平成11

年宇治市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条を第8条とし、第3条を第7条とし、第2条中第1項を削り、同条第2項中「使用料の減免」を「条例第6条の規定による使用料の減額又は免除」に、「を市長に提出しなければ」を「により使用する日の7日前までに市長に申請しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第2条第2項を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（規則で定める手帳等）

第2条 条例第5条第2項第4号の規則で定める手帳等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。）
- (2) 療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳をいう。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）
- (4) 戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳をいう。）
- (5) 被爆者健康手帳（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項に規定する被爆者健康手帳をいう。）
- (6) 特定疾患医療受給者証等（特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）による特定疾患治療研究事業の対象患者に対して都道府県知事が交付する特定疾患医療受給者証等をいう。）
- （規則で定めるスポーツ団体）

第3条 条例第5条第2項第5号の規則で定めるスポーツ団体は、一般財団法人宇治市体育協会若しくはその傘下団体又は市内の体育振興会とする。

（規則で定めるスポーツ少年団）

第4条 条例第5条第2項第6号の規則で定めるスポーツ少年団は、宇治市スポーツ少年団本部に登録しているスポーツ少年団とする。

（規則で定める社会教育団体等）

第5条 条例第5条第2項第7号の規則で定める社会教育団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宇治市連合育友会
- (2) 宇治市立幼稚園PTA連合会
- (3) 宇治市子ども会連絡協議会
- (4) 宇治市青少年健全育成協議会
- (5) 宇治市女性の会連絡協議会
- (6) 宇治市レクリエーション団体連絡協議会
- (7) 一般社団法人宇治市連合母子会

別記様式中「あて」を「宛て」に、

「

申請者	住 所
	電 話
	団体名

⑧」

を

「申請者（団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所並びに団体の名称並びに代表者の氏名、印及び電話番号）

住所
氏名
電話番号

⑨

」

に、「宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの施設の使用料の減免」を「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例第6条の規定による使用料の減額又は免除」に、「次」を「宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則第2条の規定により次」に、

「

減 免 理 由	宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則第2条 項 号
---------	---------------------------------

」

を

「

減額又は免除の理由	
-----------	--

」

に改め、同様式の注書中第1項を削り、第2項を同様式の注書とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式の規定により作成されている宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用料減免申請書は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

